

○東京藝術大学芸術研究院運営会議規則

〔平成28年3月24日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学芸術研究院規則第7条第2項に基づき、芸術研究院運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定める。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 分野間連携による学際的研究等に関すること。
- (2) 教員の人事方針及び学部等における人事ポイントの調整に関すること。
- (3) 教員の採用、昇任の審査等に関すること。
- (4) 第8条に規定する人事選考委員会の委員選考に関すること。
- (5) その他教育研究に係る分野間連携及び教員の人事に関すること。

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 学部長、大学院映像研究科長、大学院国際芸術創造研究科長、大学美術館長、演奏芸術センター長

(議長)

第4条 運営会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、運営会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した理事が、その職務を代行する。

(開会及び議事)

第5条 運営会議は、構成員の過半数が出席しなければ、運営会議を開き、議決することができない。

- 2 運営会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(監事)

第6条 監事は、運営会議に出席し、意見を述べることができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、運営会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(人事選考委員会)

第8条 教員の採用選考を行うため、運営会議の下に、人事選考委員会を置く。

- 2 人事選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 運営会議の庶務は、議案に応じ事務局各課において処理するものとする。
(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、運営会議の運営等に関し必要な事項は、
学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。